

4. 里親委託の推進について

(1) 里親委託率の上昇と当面の目標

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度。
- 里親委託率は、平成14年の7.4%から、平成21年3月末には10.4%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標を掲げたところ。

(資料)福祉行政報告例(各年度末現在数)

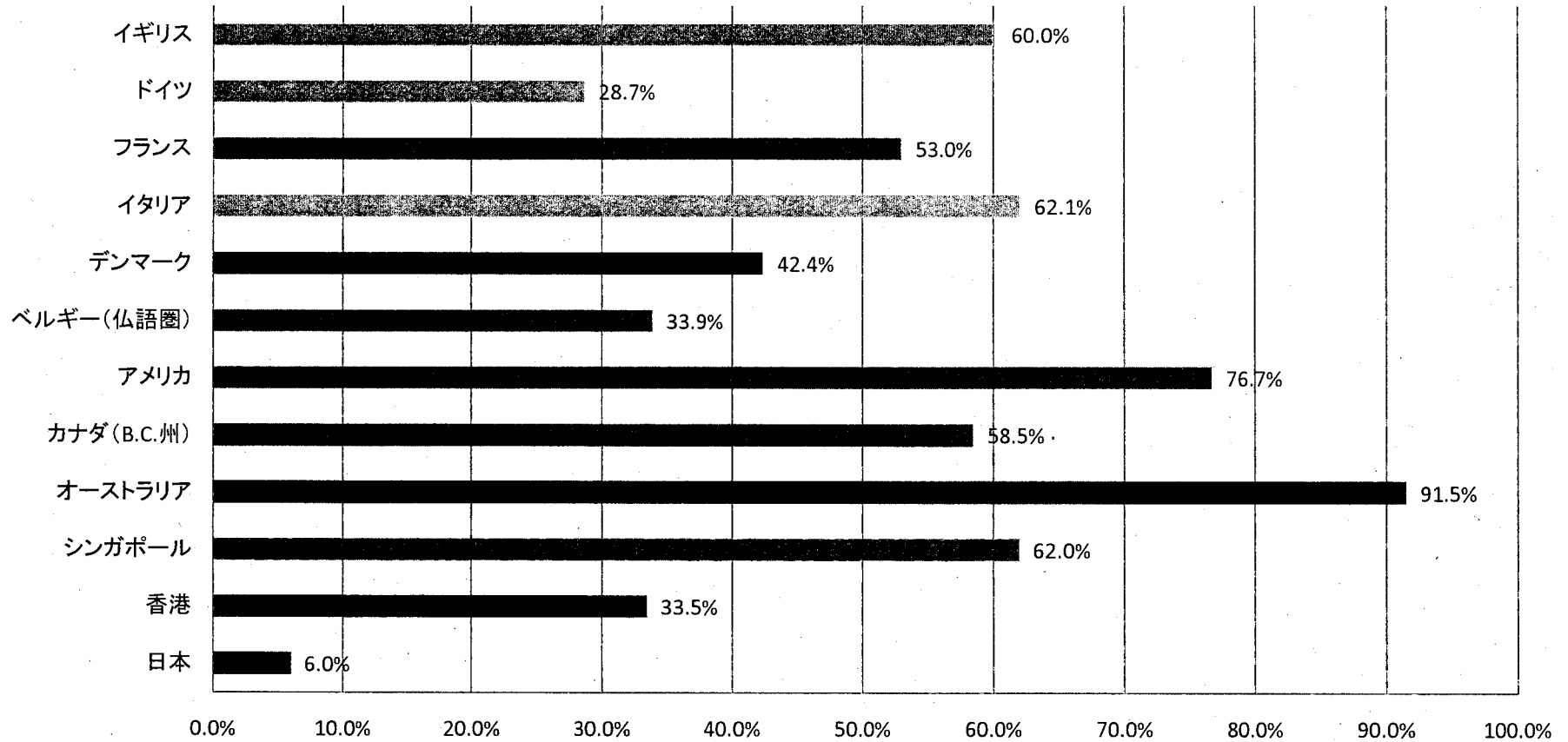
年度	児童養護施設		乳児院		里親		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成14年度	28,988	84.8	2,689	7.9	2,517	7.4	34,194	100
平成15年度	29,144	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,701	100
平成16年度	29,828	83.3	2,942	8.2	3,022	8.4	35,792	100
平成17年度	29,850	82.6	3,008	8.3	3,293	9.1	36,151	100
平成18年度	29,889	82.3	3,013	8.3	3,424	9.4	36,326	100
平成19年度	30,176	82.0	2,996	8.1	3,633	9.9	36,805	100
平成20年度	30,451	81.6	2,995	8.0	3,870	10.4	37,316	100

里親委託率

(参考) 諸外国における里親委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数前後が里親委託であり、日本において、施設：里親の比率が9：1となっている現状は、施設養護に依存しているとの指摘がある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2000年前後の状況)



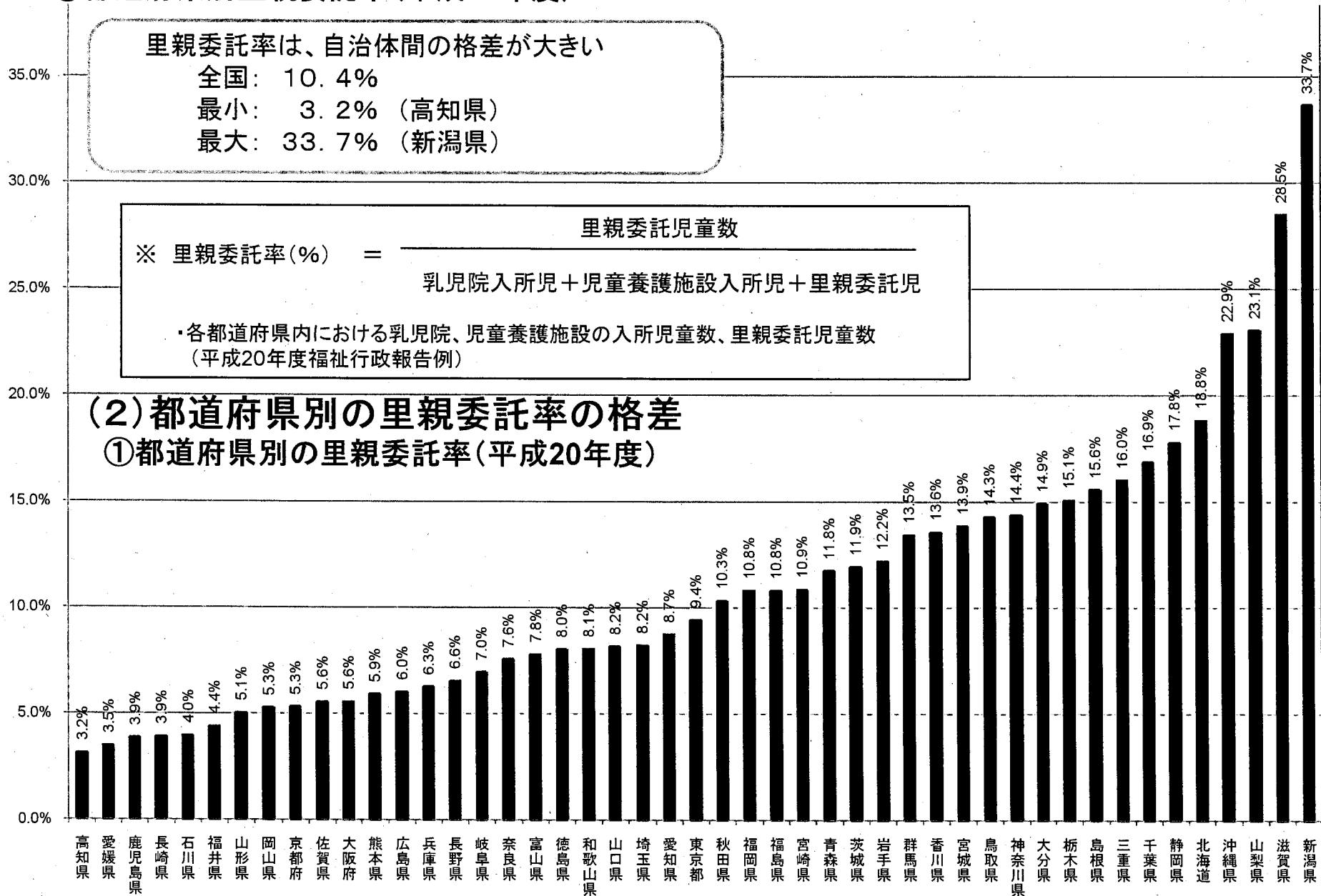
※「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」主任研究者 湯沢雍彦(平成13、14年厚生労働科学研究)

※ 日本の里親委託率は、平成20年度は10.4%

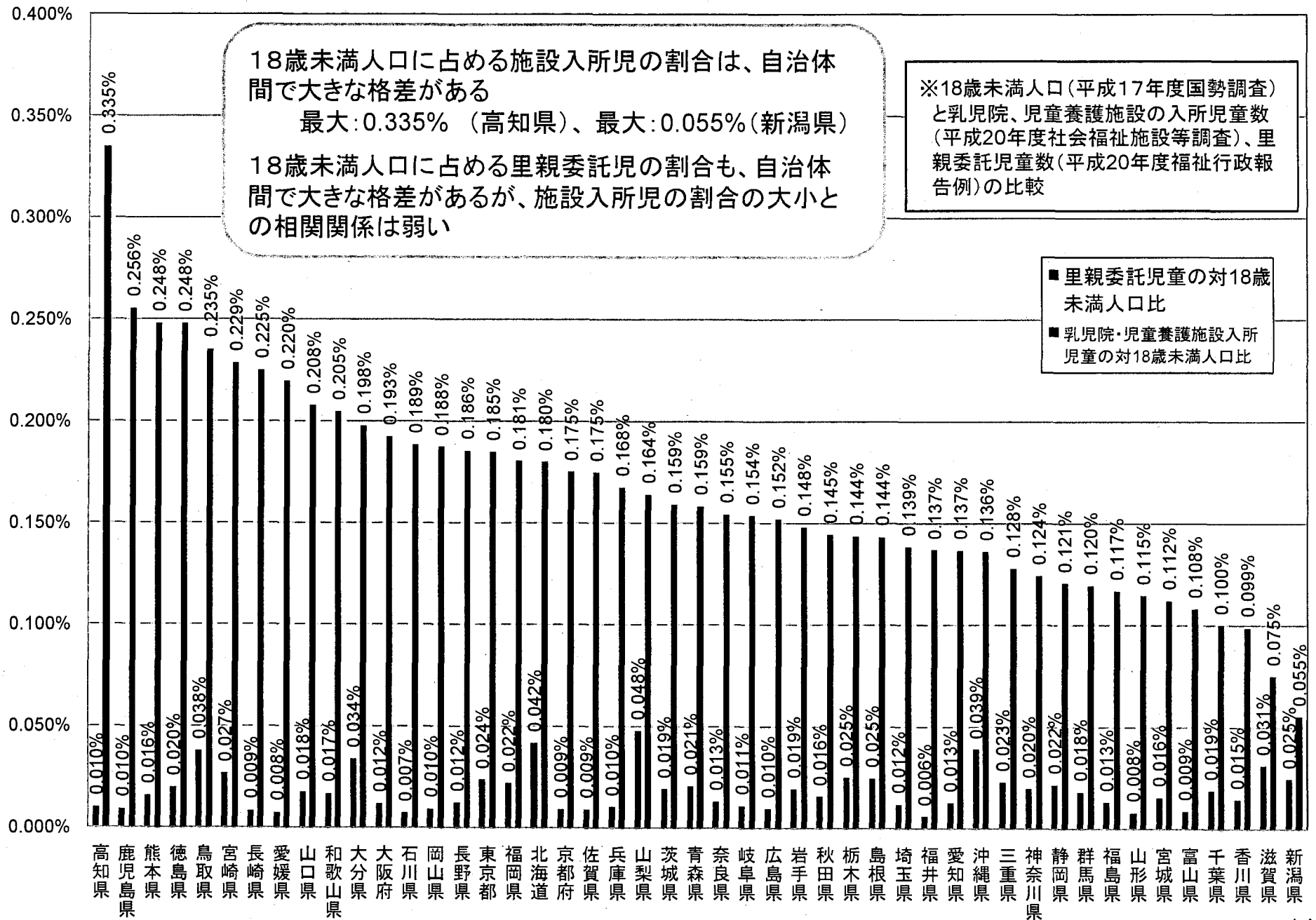
※ 里親の概念は諸外国によって範囲が異なる。(例えば、親族が子どもを預かる場合や短期間子どもを預かる場合、小規模なグループ形態で子どもを養育する場合を里親に含むか否かが国により異なる等)

(2) 都道府県別の里親委託率の差

① 都道府県別里親委託率(平成20年度)



②各都道府県の18歳未満人口に占める里親委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合



(参考) 都道府県別の里親委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合

(資料)福祉行政報告例(平成20年度末現在数)

	里親		児童養護施設		乳児院		計
	数(人)	率(%)	数(人)	率(%)	数(人)	率(%)	
	①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	
1 北海道	372	18.8	1,556	78.8	46	2.3	1,974
2 青森県	51	11.8	351	80.9	32	7.4	434
3 岩手県	46	12.2	307	81.4	24	6.4	377
4 宮城県	63	13.9	338	74.4	53	11.7	454
5 秋田県	28	10.3	219	80.8	24	8.9	271
6 山形県	17	5.1	218	64.9	101	30.1	336
7 福島県	50	10.8	397	85.9	15	3.2	462
8 茨城県	100	11.9	674	80.4	64	7.6	838
9 栃木県	88	15.1	422	72.4	73	12.5	583
10 群馬県	65	13.5	382	79.1	36	7.5	483
11 埼玉県	144	8.2	1,431	81.8	175	10	1,750
12 千葉県	188	16.9	866	77.7	60	5.4	1,114
13 東京都	405	9.4	3,466	80.9	415	9.7	4,286
14 神奈川県	279	14.4	1,487	76.8	171	8.8	1,937
15 新潟県	101	33.7	171	57	28	9.3	300
16 富山県	16	7.8	170	82.9	19	9.3	205
17 石川県	15	4.0	331	87.6	32	8.5	378
18 福井県	9	4.4	179	87.7	16	7.8	204
19 山梨県	75	23.1	225	69.2	25	7.7	325
20 長野県	48	6.6	629	85.9	55	7.5	732
21 岐阜県	42	7.0	526	87.4	34	5.6	602
22 静岡県	143	17.8	597	74.3	63	7.8	803
23 愛知県	163	8.7	1,530	82.1	170	9.1	1,863
24 三重県	75	16.0	365	78.0	28	6.0	468

	里親		児童養護施設		乳児院		計
	数(人)	率(%)	数(人)	率(%)	数(人)	率(%)	
	①	② (①/⑦)	③	④ (③/⑦)	⑤	⑥ (⑤/⑦)	
25 滋賀県	81	28.5	167	58.8	36	12.7	284
26 京都府	39	5.3	635	86.9	57	7.8	731
27 大阪府	173	5.6	2,637	85	292	9.4	3,102
28 兵庫県	101	6.3	1,373	85.3	136	8.4	1,610
29 奈良県	32	7.6	342	80.9	49	11.6	423
30 和歌山県	30	8.1	313	84.1	29	7.8	372
31 鳥取県	40	14.3	205	73.2	35	12.5	280
32 島根県	31	15.6	147	73.9	21	10.6	199
33 岡山県	32	5.3	537	88.8	36	6.0	605
34 広島県	48	6.0	706	88.7	42	5.3	796
35 山口県	43	8.2	454	86.3	29	5.5	526
36 徳島県	26	8.0	272	84.2	25	7.7	323
37 香川県	25	13.6	135	73.4	24	13.0	184
38 愛媛県	19	3.5	480	88.4	44	8.1	543
39 高知県	13	3.2	371	90.3	27	6.6	411
40 福岡県	188	10.8	1,418	81.6	132	7.6	1,738
41 佐賀県	15	5.6	236	87.7	18	6.7	269
42 長崎県	23	3.9	529	90.6	32	5.5	584
43 熊本県	52	5.9	763	87	62	7.1	877
44 大分県	69	14.9	376	81.4	17	3.7	462
45 宮崎県	56	10.9	429	83.3	30	5.8	515
46 鹿児島県	30	3.9	701	90.5	44	5.7	775
47 沖縄県	121	22.9	388	73.5	19	3.6	528
全国	3,870	10.4	30,451	81.6	2,995	8.0	3,7316

(3) 里親制度の充実

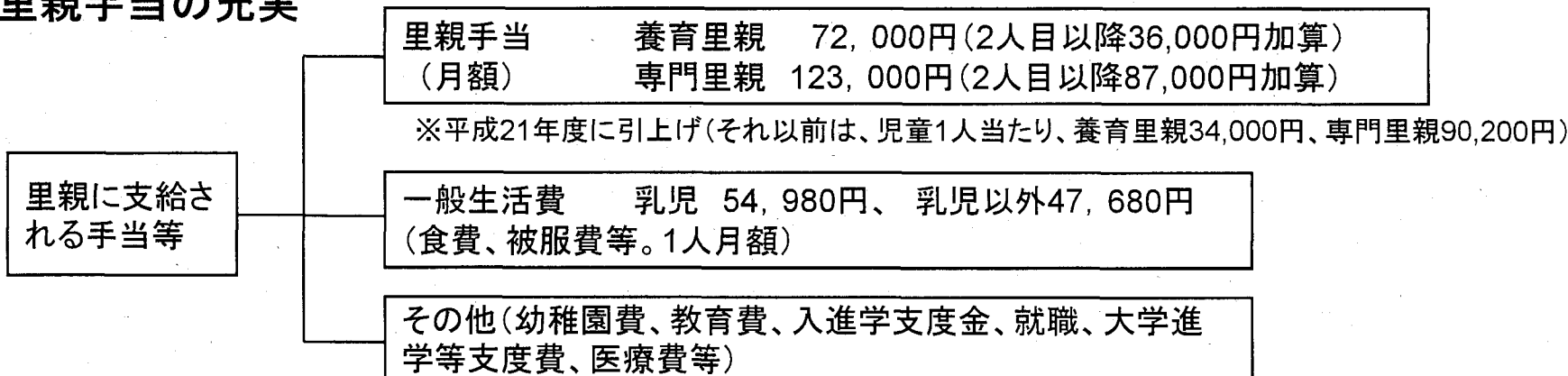
○里親制度の推進を図るため、

- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分するとともに、
- ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ
- ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

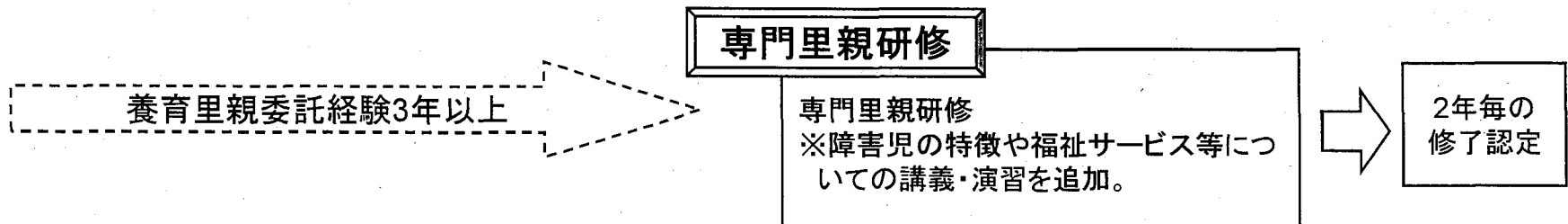
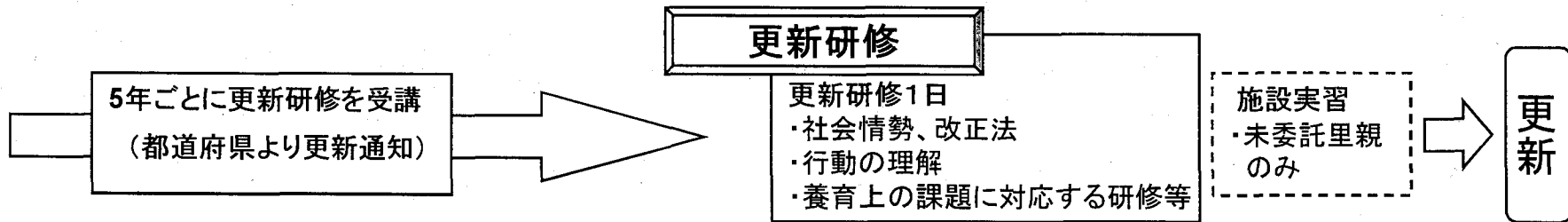
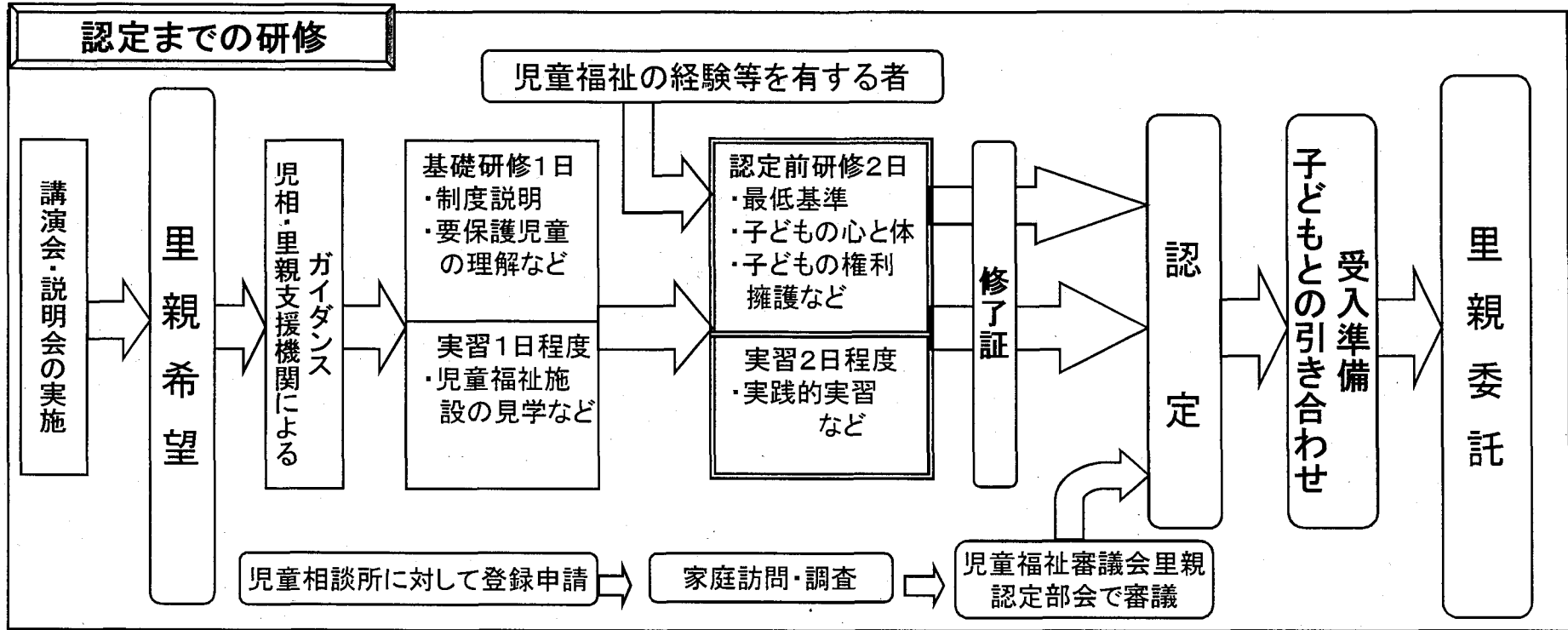
①里親の種類と法律上の明確化

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
	養育里親	専門里親		
対象児童	要保護児童 (保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童)	次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童 (保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童)	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと

②里親手当の充実



③ 里親研修の充実 ～養育里親の研修と認定の流れ～



(参考)里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

	目 的	期 間	内 容
(1) 基礎研修 ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修	①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する ②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等） ③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）	1日 + 実習1日程度	①里親制度の基礎Ⅰ ②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題） ③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等） ④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの） ⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）
(2) 認定前研修 ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける	2日 + 実習2日程度	①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準） ②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等） ③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応） ④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養） ⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関） ⑥里親養育上の様々な課題 ⑦児童の権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議 ⑩実習（児童福祉施設、里親）
(3) 更新研修 ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する	養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。	1日程度 ※未委託の里親の場合は、施設実習(1日)が必要	①社会情勢、改正法など(ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正) ②児童の発達と心理・行動上の理解など(ex子どもの心理や行動についての理解) ③養育上の課題に対応する研修(ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点) ④意見交換(ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換)

(4) 里親委託を推進する上での課題と取り組み

里親委託を進める上での課題

○ 登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。等

○ 実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない)等

○ 児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えている等

○ 実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題等

里親委託を推進する取り組み例

○ 広報・啓発

- ・市区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業等

○ 実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託等

○ 里親の支援

- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親によい養育環境をつくる等

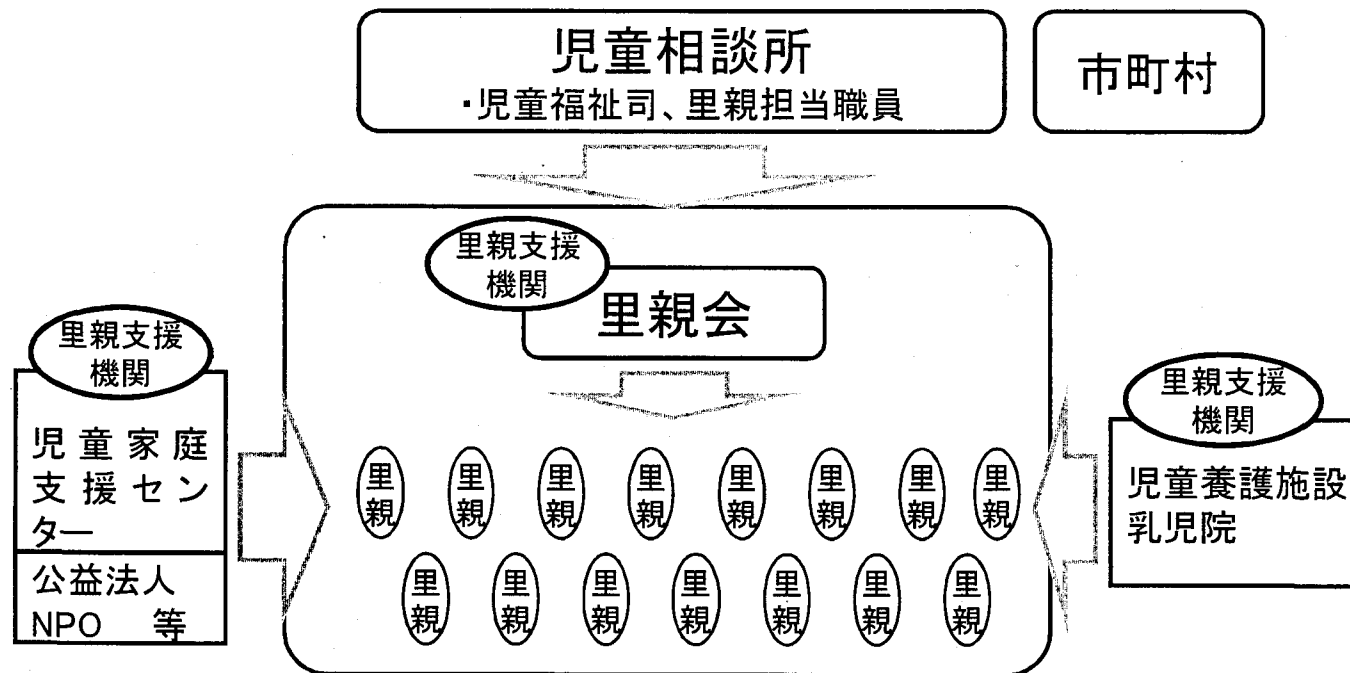
○ 実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし等

(各都道府県市へのアンケート結果より)

(5) 里親委託の推進と里親支援機関

- 里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。
- 里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童養護施設、乳児院の支援が重要。



里親支援機関事業	里親制度普及促進事業	普及啓発
	実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能	里親委託推進・支援等事業
専門里親研修		
里親による相互交流		

(参考1) 里親支援機関事業の概要

里親支援機関事業

里親制度普及促進事業

補助基準額：1都道府県市当たり 3,963千円

- ①普及促進
 - ・里親制度の広報活動を行い、新たな養育里親等を開拓する
- ②養育里親研修
 - ・養育里親として必要な基礎的知識や技術を習得する
- ③専門里親研修
 - ・被虐待児等を受け入れる専門里親の養成等を行う

里親委託推進・支援等事業

補助基準額：1か所当たり 7,424千円

- ①里親委託支援等
 - ・児童と養育里親との調整等を行い、委託を総合的に推進
- ②訪問支援
 - ・里親家庭に訪問し、児童の状態把握・指導等を行う
- ③相互交流
 - ・里親希望者等が集い、相互交流により養育技術の向上を図る

実施主体

- ・都道府県・指定都市・児相設置市
- ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能

(参考2) 里親支援機関事業等の委託先 (平成22年度)

事業種別	直営	委託	里親会	児童家庭 支援 センター	乳児院	児童養 護施設	(社福) 母子 愛育会	公益法人 NPO法人 等

里親支援 機関事業 42自治体	里親制度 普及促進 事業	普及啓発	32	14	6	3	0	0	0	5
		養育里親研修	30	13	5	3	0	0	0	5
		専門里親研修	5	39	1	1	0	0	37	0
	里親委託 推進・支 援等事業	里親委託支援等	26	7	3	1	1	0	0	2
		訪問支援	25	6	1	2	1	0	0	2
		相互交流	15	20	12	3	1	0	0	4
実施自治体・受託機関数		42	41	16	4	1	0	37	6	

里親支援 事業 (経過措置) 27自治体	里親研 修事業	基礎研修	26	3	1	0	0	2	0	0
		専門研修	3	21	0	0	0	0	21	0
	里親養育相談事業	15	4	0	2	1	0	0	1	
	里親養育援助事業	7	1	0	0	0	0	0	1	
	里親養育相互援助事業	11	7	5	2	0	0	0	0	
里親委託推進事業(経過措置)		15	/	/	/	/	/	/	/	
実施自治体・受託機関数		27	25	5	2	1	2	21	2	